

日本建築検査協会株式会社 構造計算適合性判定（任意）業務規程

第1章 総則

（趣旨）

第1条 構造計算適合性判定（任意）業務規程（以下「（任意）業務規程」という。）は、日本建築検査協会株式会社（以下「J C I A」という。）が、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）法第6条の3第1項及び第18条第5項に基づく構造計算適合性判定を必要としない建築物について、構造計算適合性判定に準じた審査を行い、同項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準（以下「特定構造計算基準等」という。）が適正に行われたものであるかどうかの判定（以下単に「判定」という。）の業務の実施について、必要な事項を定めるものである。

（用語の定義）

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築確認等 建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「機関省令」という。）第15条第1号に規定する建築確認等をいう。
- (2) 特定構造計算基準 法第20条第1項第2号若しくは第3号に定める基準（同項第2号イ又は第3号イの政令で定める基準に従った構造計算で、同項第2号イに規定する方法若しくはプログラムによるもの又は同項第3号イに規定するプログラムによるものによって確かめられる安全性を有することに係る部分に限る。）をいう。
- (3) 特定増改築構造計算基準 法第3条第2項（法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定により法第20条の規定の適用を受けない建築物について法第86条の7第1項の政令で定める範囲内において増築若しくは改築をする場合における同項の政令で定める基準（特定構造計算基準に相当する基準として政令で定めるものに限る。）をいう。
- (4) 建築主等 建築主及びその代理者をいう。
- (5) 代表者 代表権を有する役員をいう。
- (6) 親会社等 法第77条の19第11号に規定する親会社等をいう。
- (7) 特定支配関係 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第136条の2の14に規定する特定支配関係をいう。
- (8) グループ会社等 一の者が特定支配関係（令第136条の2の14第1項第2号及び第3号の規定による関係を除く。）を有する会社の全て及び当該一の者をいう。
- (9) 役員 令第136条の2の14第1項第2号に規定する役員をいう。
- (10) 判定員 法第77条の35の9に規定する構造計算適合性判定員をいう。
- (11) 親族 配偶者並びに一親等の血族及び姻族をいう。
- (12) 制限業種 次に掲げる業種のうち建築物又はその敷地（以下「建築物等」という。）に係るもの（国、都道府県及び市町村の建築物等並びにこれらの機関から業務実施の要請があった建築物等に係るものを除く。）をいう。
イ 設計・工事監理業（工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサ

ルタント業務を含む。ただし、建築物等に関する調査、鑑定業務は除く。）

ロ 建設業

ハ 不動産業（土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。）

- (13) 署名等 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「デジタル行政推進法」という。）第3条第6号に規定する署名等をいう。
- (14) 電磁的記録 デジタル行政推進法第3条第7号に規定する電磁的記録をいう。
- (15) 電子情報処理組織 J C I Aの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- (16) 申請等 デジタル行政推進法第3条第8号に規定する申請等をいう。
- (17) 処分通知等 デジタル行政推進法第3条第9号に規定する処分通知等をいう。
- (18) 電子申請 デジタル行政推進法第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請等をいう。
- (19) 電子交付 デジタル行政推進法第7条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う処分通知等の交付をいう。

（判定業務実施の基本方針）

第3条 判定の業務は、法、これに基づく命令、告示、条例及びこれらに係る通知（技術的助言）によるほか、この規程により、公正かつ適確に実施するものとする。

（判定の業務を行う時間及び休日）

第4条 判定の業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時00分から午後5時00分までとする。

2 判定の業務の休日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日まで
- (4) その他として「J C I Aが休日と定めた日（休日の1月前にJ C I Aのウェブサイトへの掲載その他適切な方法により周知を行う。）」

3 判定の業務を行う時間及び休日については、次に掲げる場合においては、前2項の規定によらないことができる。

- (1) 第11条第4項の説明を受ける場合その他判定に係る審査を行う場合
- (2) 緊急を要する場合その他正当な理由がある場合

（事務所の所在地）

第5条 事務所の名称及び所在地は、次の表に定めるとおりとする。

	名称	所在地
(1)	構造判定部	東京都中央区日本橋二丁目12番9号

(判定業務を行う区域)

第6条 判定の業務を行う区域は、日本国内の全域とする。

(判定の業務の範囲)

第7条 J C I Aは、次の各号に掲げる建築物又は建築物の部分について判定の業務を行うものとする。

- (1) 法第86条の8第1項及び第3項の認定に係る建築物又は建築物の部分
- (2) 密集市街地における防災街区の整備に関する法律（平成9年法律第49号）第5条第1項の認定（同条第2項に該当するものに限る。）及び第7条第1項の認定（同条第2項において準用する第5条第2項に該当するものに限る。）に係る建築物又は建築物の部分
- (3) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第3項の認定（同条第4項の申し出があるものに限る。）及び第18条第1項の認定（同条第2項において準用する第17条4項の申し出があるものに限る。）に係る建築物又は建築物の部分
- (4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の認定（同条第2項の申し出があるものに限る。）及び第8条第1項の認定（同条第2項において準用する第6条2項の申し出があるものに限る。）に係る建築物又は建築物の部分
- (5) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第2項の認定に係る建築物又は建築物の部分
- (6) 前各号に掲げる建築物又は建築物の部分のほか、法の運用に関する技術的助言等及び建築主の意思において法に基づく構造計算適合性判定に準じた審査を行うこととされている建築物又は建築物の部分

2 J C I Aは、法第77条の35の4第6号の規定により、J C I A又はその親会社等が指定確認検査機関である場合には、J C I Aに対してされた建築確認等の申請又は通知に係る建築物の計画について、判定は行わないものとする。

3 J C I Aは、次の第1号から第4号までに掲げる者が建築主である建築物、第1号から第7号までに掲げる者が第2条第12号イからハまでに掲げる業種に係る業務を行う建築物その他判定の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、その判定の業務を行わないものとする。

- (1) J C I Aの代表者又は判定の業務の担当役員
- (2) 第1号に掲げる者が所属する企業、団体等（過去2年間に所属していた企業、団体等を含む。）
- (3) 第1号に掲げる者の親族
- (4) 第3号に掲げる者が役員である企業、団体等（過去2年間に役員であった企業、団体等を含む。）
- (5) 第1号又は第3号に掲げる者が総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。）又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等
- (6) J C I Aの親会社等
- (7) J C I A又はJ C I Aの親会社等が特定支配関係（令第136条の2の14第1項第3号に該当する関係を除く。）を有する者

4 J C I Aは、法第77条の35の4第6号に定める指定確認検査機関のほか、次のいずれか

に該当する指定確認検査機関に対してされた建築確認等の申請又は通知に係る建築物の計画について、判定の業務は行わないものとする。

- (1) J C I Aの代表者又は担当役員が所属する指定確認検査機関（過去2年間に所属していた指定確認検査機関を含む。）
- (2) J C I Aの代表者又は担当役員の親族が役員である指定確認検査機関（過去2年間に役員であった指定確認検査機関を含む。）
- (3) J C I Aの代表者若しくは担当役員又はこれらの者の親族が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定確認検査機関
- (4) 指定確認検査機関の代表者又は担当役員（過去2年間に代表者又は担当役員であった者を含む。）がJ C I Aに所属する場合にあっては、当該指定確認検査機関
- (5) 指定確認検査機関の代表者又は担当役員（過去2年間に代表者又は担当役員であった者を含む。）の親族がJ C I Aの役員である場合にあっては、当該指定確認検査機関
- (6) 指定確認検査機関の代表者若しくは担当役員又はこれらの者の親族がJ C I Aの総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している場合にあっては、当該指定確認検査機関
- (7) J C I Aが総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定確認検査機関
- (8) J C I Aの総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している指定確認検査機関
- (9) J C I Aが特定支配関係を有する指定確認検査機関
- (10) J C I Aの親会社等が特定支配関係（令第136条の2の14第1項第3号に該当する関係を除く。）を有する指定確認検査機関

第2章 判定の業務の実施方法

（判定の求めの事前通知）

第8条 判定を求めようとする建築主等は、判定を求めようとする日の概ね7日前までに、判定の求めに係る建築物の計画概要及び判定依頼予定日を記載した「構造計算適合性判定（任意）依頼事前通知書（別記参考様式）」を電子メール又はファクシミリにより、J C I Aに通知するものとする。

2 建築主等は、前項の通知書に記載した判定依頼予定日を変更する場合は、速やかにJ C I Aに通知するものとする。

3 J C I Aは、第1項又は前項による通知を受けた場合は、次の各号の掲げる事項を建築主等に通知する必要があると認めたときは、これを通知するものとする。

- (1) 第1項の事前通知書の提出状況
- (2) 第9条第1項の判定用提出図書等の受付状況

（判定の求め）

第9条 判定を求めようとする建築主等は、J C I Aに対し、次の各号に掲げる図書等（以下「判定用提出図書等」という。）を提出するものとする。

- (1) 構造計算適合性判定（任意）依頼書（別記第1号様式）（正副2通）
- (2) 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。）第3条の7に規定する図書及び書類（正副2部）
- (3) 判定の求めに係る建築物の構造計算が法20条第2号イ又は同条第3号イに規定する国土交通大臣の認定を受けたプログラム（以下「大臣認定プログラム」という。）により適正に

- 行われたものであるかどうかの判定を求める場合にあつては、施行規則第1条の3第1項第1号ロ(2)ただし書き(施行規則第3条の3第1項又は施行規則第8条の2第1項において準用する場合を含む。)に規定する電磁的記録媒体(以下単に「電磁的記録媒体」という。)
- (4) 代理者によって判定の依頼を行う場合にあつては、当該代理者に委任することを証する書類
- 2 判定用提出図書等の提出については、予め依頼者と協議して定めるところにより、J C I Aの指定する方法で、電子情報処理組織にて行うことができる。

(判定の受付及び契約)

第10条 J C I Aは、前条の規定による判定用提出図書等の提出があつたときは、次の各号に掲げる事項を確認し、これを受け付ける。

- (1) 判定の求めに係る建築物が、第7条に定める判定の業務の範囲に該当するものであること。
 - (2) 前条第1項各号に掲げる判定用提出図書等(判定に要するものに限る。)が提出されていること。
 - (3) 前条第1項(1)の構造計算適合性判定(任意)依頼書に記載すべき事項に記載漏れがなく、その記載内容が適切であること。
 - (4) 判定提出図書等の内容が、法第18条の3第1項に規定する確認審査等に関する指針(以下「指針告示」という。)第2第2項各号によるものであること。
 - (5) 判定の依頼に係る判定提出図書等の内容に明らかな瑕疵がないこと。
- 2 前項の規定を満たさない場合は、補正を求め、当該補正後の図書を判定提出図書等とする。補正の余地のないときは受け付けできない理由を説明し、判定の依頼を受け付けない。
- 3 J C I Aは、第1項の規定による受け付けをした場合においては、建築主等に「構造計算適合性判定(任意)受付書(別記第2号様式)」(以下「受付書」という。)を交付するものとする。なお、構造計算適合性判定(任意)依頼書(別記第1号様式)」に受付印を押印し、その写しをもって構造計算適合性判定(任意)受付書に代えることができるものとする。この場合において、建築主等とJ C I Aは別に定める「日本建築検査協会株式会社構造計算適合性判定(任意)業務約款」(以下「(任意)業務約款」という。)に基づき契約を締結したものとす。
- 4 建築主等が、正当な理由なく、受付書に定める額の判定手数料を(任意)業務約款に規定する支払期日までに支払わない場合には、J C I Aは第1項の受け付けを取り消すことができる。
- 5 前項の構造計算適合性判定(任意)業務約款には、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
- (1) 依頼者の協力義務に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (イ) 建築主等は、J C I Aから判定用提出図書等について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならないこと。
 - (ロ) J C I Aが判定に係る審査において、当該判定の求めに係る構造計算が適正に行われたものかどうかを判定することができない場合に、建築主等に対してその旨及びその理由を通知したときは、建築主等は、必要な措置を講じなければならないこと。
 - (2) 判定手数料に関する事項のうち、次に掲げるもの
 - (イ) 判定手数料の額の決定に関すること。
 - (ロ) 判定手数料の支払期日に関すること。

- (3) 判定の業務の期日に関する事項のうち、次に掲げるもの
- (イ) 構造計算適合性判定（任意）結果通知書（第15条第1項の通知書をいう。以下この項において「判定（任意）通知書」という。）を交付する期日（以下「業務期日」という。）に関する事。
 - (ロ) J C I Aは、天災地変その他の不可抗力によって、業務期日までに判定（任意）通知書を交付することができない場合は、依頼者に対してその理由を明示した上で、必要と認められる業務期日の延期を請求することができる事。
- (4) 契約の解除及び損害賠償に関する事項のうち、次に掲げるもの
- (イ) 建築主等は、判定（任意）通知書が交付されるまでの間に、J C I Aに書面をもって通知することにより当該契約を解除できる事。この場合において、J C I Aは、既に支払われた判定手数料を返還せず、未だ支払われていない判定手数料の支払いを請求できるほか、生じた損害の賠償を請求することができる事。
 - (ロ) 建築主等は、J C I Aがその責に帰すべき事由により業務期日までに判定（任意）通知書の交付をしないときその他のJ C I Aの責に帰すべき事由により当該契約を維持することが相当でないとき認められるときは、当該契約を解除することができる事。この場合において、既に支払った判定手数料の返還を請求できるほか、生じた損害の賠償を請求することができる事。
- (5) J C I Aが負う責任に関する事項のうち、次に掲げるもの
- (イ) 建築主等は、判定（任意）通知書の交付を受けた後において判定の判断に誤りが発見されたときは、J C I Aに対して、追完及び損害賠償を請求することができる事。ただし、その誤りが、J C I Aの責に帰することができない事由に基づくものであることをJ C I Aが証明したときは、この限りでない。
 - (ロ) (イ)の請求の期限に関する事。

(判定の実施)

- 第11条 J C I Aは、前条第1項の規定による受付をしたときは、判定を実施させることとする。
- 2 判定員は、原則として2人以上で判定に係る審査（以下単に「審査」という。）を行うこととする。ただし、単純な構造形式である整形な建築物（許容応力度等計算を行った建築物）や比較的小規模な建築物（保有水平耐力計算を行った鉄骨造・鉄筋コンクリート造で高さ20m以下の建築物）については、1人の判定員により審査することができる。
 - 3 判定員は、指針告示第2に定める判定に関する指針及びJ C I Aが作成した判定に関するマニュアルに従って、審査を行うこととする。
 - 4 J C I Aは、審査の実施にあたって必要があると認めるときは、依頼者に対して構造計算に関する説明を直接求めることとする。
 - 5 J C I Aは、審査において、特定構造計算基準等構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判定することができない場合は、建築主等に対して、その旨及びその理由を「構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判断することができない旨の通知書（別記第3号様式）」により通知することとする。
この場合において、第9条第1項(2)に規定する図書及び書類（以下「申請書等」という。）に軽微な不備がある場合には、期限を定めて申請書等の補正を求めるとともに、申請書等の記載事項に不明確な点がある場合には、期限を定めて当該不明確な点を説明するための書類（以下「追加説明書」という。）の提出を求めることとする。
 - 6 前項の通知により、申請書等の補正がなされ、又は追加説明書の提出がなされた場合にお

いて、建築主等から J C I A に対して当該補正された申請書等又は追加説明書の送付があったときは、これらの図書及び書類を申請書等の一部として審査することとする。この場合の図書及び書類の部数は 2 部とする。

- 7 前 2 項の場合において、第 5 項の通知書が建築主等に到達した日から前項の補正された申請書等又は追加説明書が J C I A に到達した日までの日数は、第 15 条第 1 項の期間に含めないものとする。
- 8 判定員は、第 5 項に規定する場合を除き、審査の経過及び結果を記載し、かつ指針告示に準じて判定を行ったことを証する書類として「判定（任意）チェックリスト（別記第 4 号様式）」を、また、判定における所見を記載した書類として「判定の所見等（別記第 5 号様式）」を作成する。この場合において、判定員が次条第 2 項に定める審査を行ったときは、その旨及びその結果を判定における所見として記載するものとする。
- 9 J I C A は、前項の判定チェックリスト及び判定の所見等に基づき、第 15 条第 1 項の判定結果通知書を交付する。
- 10 J C I A は、確認検査において留意すべき事項がある場合には、当該事項の内容を建築主事若しくは建築副主事（以下「建築主事等」という。）又は指定確認検査機関に通知する。確認が未申請の場合において、留意すべき事項に対する建築主事等又は指定確認検査機関の回答がなければ、特定構造計算基準等に適合するかどうかを決定することができない場合は、第 5 項により構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判断することができない旨の通知書を建築主等に対して交付する。一方、建築主事等又は指定確認検査機関の回答がなくとも特定構造計算基準等に適合するかどうかを決定することができる場合は、第 15 条により構造計算適合性判定（任意）結果（適正に行われたものであると判定する又は行われたものでないと判定する）通知書を建築主等に対して交付した上で、確認申請者から申請をした旨の届け出を受理次第すみやかに留意すべき事項の内容を建築主事等又は指定確認検査機関に通知する。

また、建築主事等又は指定確認検査機関から、構造計算適合性判定（任意）結果通知書（適正に行われたものであると判定する又は行われたものでないと判定する）通知書を交付する前に、判定において留意すべき事項の通知を受けた場合には、J C I A は、当該通知の内容を確かめ審査を行い、求められた留意事項に対する回答を当該建築主事等又は指定確認検査機関に通知することとする。
- 11 判定の業務に従事する判定員以外の者は、判定員の指示に従い、判定の求めの受けその他判定の業務に係る補助的な業務を行う。
- 12 J C I A は、判定を行っている期間中に、建築主等から判定に係る建築物の計画を変更しようとするときは、その判定に係る申請書等の差替え又は訂正は認めないものとする。

（国土交通大臣が定めた方法による場合の判定の審査方法）

- 第 12 条 法第 20 条第 1 項第 2 号イの規定に基づき、令第 81 条第 2 項に規定する基準に従った構造計算で国土交通大臣が定めた方法によるものについての判定は、指針告示別表（い）欄に掲げる建築物の区分に応じ、同表（ろ）欄に掲げる図書に基づき、同表（に）欄に掲げる判定すべき事項について審査することとする。
- 2 第 7 条第 1 項（4）の建築物に係る判定においては、構造計算が平成 21 年国土交通省告示第 209 号第 3 第 2 項に定める基準に従って適正に行われているかどうかの審査を併せて行うものとする。

(大臣認定プログラムによる場合の判定の審査方法)

第13条 法第20条第1項第2号イ又は第3号イの規定に基づき令第81条第2項又は第3項に規定する基準に従った構造計算で大臣認定プログラムによるものについての判定は、前条及び次の各号に定めるところにより行うこととする。この場合において、電磁的記録媒体の提出があったときは、指針告示別表(に)欄に掲げる判定すべき事項のうち、国土交通大臣によるプログラムの認定に当たり国土交通大臣が指定した図書以外の図書に係る判定すべき事項については、その審査を省略できるものとする。

- (1) 判定に係る建築物の構造の種別、規模その他の条件が大臣認定プログラムの使用条件に適合することを確かめること。
- (2) 判定に係る建築物の設計者が用いた大臣認定プログラムと同一のものを用いて、電磁的記録媒体に記録された構造設計の条件に係る情報により構造計算を行い、当該構造計算の結果が提出を受けた構造計算書に記載された構造計算の結果と一致することを確かめること。
- (3) 提出を受けた構造計算書に大臣認定プログラムによる構造計算の過程について注意を喚起する表示がある場合にあっては、当該注意を喚起する表示に対する検証が適切に行われていることを確かめること。

2 前項(2)において、J C I Aが行う構造計算は、J C I Aが保有又はリース契約する大臣認定プログラムで行う。

(専門的な識見を有する者への意見聴取)

第14条 J C I Aは、次のいずれかに該当する場合において必要があると認めるときは、構造計算に関して専門的な識見を有する者(以下「専門家委員」という。)の意見を聴くものとする。

- (1) 一般的に用いることが認められている基準とは異なる基準により構造計算が行われている場合
- (2) 極めて高度な知識が要求される場合
- (3) その他 J C I Aが判定を行うにあたって必要があると認める場合

2 J C I Aは、専門家委員から意見を聴くときは、予め、意見聴取すべき事項及びこれに関する判定員の見解を建築主等に示したうえで、当該意見聴取すべき事項に関する見解を建築主等に求めるものとする。この場合の手続きは、第11条第5項に定めるところによる。

3 専門家委員は、前項の判定員及び建築主等の見解の妥当性について意見を述べるものとする。この場合、意見は原則として2名以上の専門家委員の合議に基づくものとする。

4 判定員は、専門家委員の意見を踏まえて、第11条第8項の判定チェックリスト及び判定の所見等を取りまとめる。

5 J C I Aは、専門家委員から意見を聴いたときは、当該意見に関する記録を第27条(2)に規定する判定のための審査結果を記載した図書及び書類として記録するものとする。

(構造計算適合性判定(任意)結果通知書の交付)

第15条 J C I Aは、判定を求められた日から14日以内(第12条に規定する判定の場合は49日以内)に、「構造計算適合性判定(任意)結果(適正に行われたものであると判定する又は行われたものでないと判定する)通知書(別記第6号様式)」を建築主等に交付するものとする。この場合において、判定を求められた日とは第9条第1項の規定により J C I Aが受け付ける判定用提出図書等(第10条第2項の規定により J C I Aが建築主等にその補正を求めた場合は、当該補正後のもの)が J C I Aに到達した日とする。

- 2 J C I Aは、前条の規定により専門家委員の意見を聴いたときは、その旨及び聴取した意見を前項の構造計算適合性判定（任意）結果通知書に記載するものとする。
- 3 第1項の規定において、次の各号のいずれかに該当することにより構造計算が適正に行われたものでないと判定する旨の判定結果を通知するときは、同項の構造計算適合性判定（任意）結果通知書にその理由を記載するものとする。
 - (1) 諸数値の設定、モデル化、解析法・算定式等の適用、演算過程等が適正に行われていない場合
 - (2) 大臣認定プログラムによる構造計算の判定において、第13条第1項各号に規定する確認ができない場合
 - (3) その他構造計算が適正に行われていない場合
- 4 第1項の規定による交付は、次の各号に掲げる図書及び書類を添えて行う。
 - (1) 第9条第1項(1)の構造計算適合性判定（任意）依頼書の写し
 - (2) 第9条第1項(2)の図書及び書類（第11条第6項の規定により提出された図書及び書類を含む。）のうち1部
 - (3) 第11条第8項の判定（任意）チェックリスト及び判定の所見等
- 5 第1項及び第4項に規定する図書及び書類の交付については、予め建築主等と協議して定めるところにより電磁的記録の交付によることができる。
- 6 J C I Aは、判定の結果及び方法について疑義があるとして建築主等から説明を求められた場合は、これに適切に回答するものとする。

（判定の求めの取り下げ）

第16条 建築主等は、第15条第1項の通知書の交付前に、判定の求めを取り下げる場合には、その旨を記載した「取下げ通知書（別記第8号様式）」をJ C I Aに提出する。

- 2 前項の場合においては、J C I Aは、判定の業務を中止し、判定用提出図書等を建築主等に返却するものとする。

第3章 判定手数料等

（判定手数料）

第17条 判定の手数料は、J C I Aが別に定める構造計算適合性判定業務手数料規程の判定手数料に消費税額を加算した金額とする。

（判定手数料の収納）

第18条 建築主等は、別表に定める判定手数料を銀行振込みにより納入するものとする。

ただし、緊急を要する場合は別の収納方法によることができる。

- 2 前項の納入に要する費用は、建築主等の負担とする。
- 3 建築主等は、別途協議により、一括の納入等別の方法をとることができるものとする。

（判定手数料の返還）

第19条 J C I Aが収納した判定手数料は返還しない。ただし、J C I Aの責に帰すべき事由により判定の業務が実施できなかった場合には、この限りでない。

第4章 判定員等

(判定員及び専門家委員)

第 20 条 判定員は、J C I A が法第 77 条の 35 の 9 の規定に基づき別に定める構造計算適合性判定業務規程（以下この項及び次項において「法定業務規程」という。）第 25 条に基づき選任した者（法定業務規程第 26 条の規定に基づき解任した者を除く。）とする。

2 専門家委員は、法定業務規程第 28 条に基づき選任した者（法定業務規程第 29 条の規定に基づき解任した者を除く。）とする。

(秘密保持義務)

第 21 条 J C I A の役員及びその職員（判定員、専門家委員を含む。）並びにこれらの者であった者は、判定の業務に関して知り得た秘密及び個人情報を漏らし、又は盗用してはならない。

(判定の業務の実施体制)

第 22 条 判定の業務は、他の業務（建築物の確認検査等に関する業務を除く。）と独立した部署で行い、担当役員を配置する。

2 代表者は、J C I A が行う判定の業務の品質保証を担当する役員として、構造計算適合性判定業務管理責任者を任命する。

3 判定の業務の実施に係る最高責任者は代表者とし、構造計算適合性判定業務管理責任者が判定の業務に係る管理の責任と権限をもつ。

4 J C I A の役員及び判定の業務に従事する職員（判定員、専門家委員を含む。）は、その職務の執行に当たって厳正かつ公正を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。

5 担当役員は、判定の業務に従事する職員が、前項を満たして業務を行うことを確実にするための措置を講ずるものとする。

6 J C I A は、J C I A で実施する大臣認定プログラムを使用した判定のすべてに対応できる大臣認定プログラムを使用できる環境を整備することとする。

第 5 章 電子での依頼に関し必要な事項

(電子での依頼)

第 23 条 判定の依頼については、あらかじめ J C I A と協議した上で J C I A が指定する方法で、J C I A が法第 77 条の 35 の 9 の規定に基づき別に定める構造計算適合性判定業務規程第 44 条に定める電子申請（以下「電子申請」という。）にて行うことができる。

2 前項の規定により行われた同項の電子申請に対して、第 10 条第 4 項の規定により引き受けできない場合において、J C I A は、建築主等から提出された電磁的記録についてはこれを消去することにより返却に代えることができる。

3 第 1 項の規定により行われた同項の電子申請に対して、第 16 条第 1 項の取下げ届を提出する場合は、建築主等は、あらかじめ J C I A と協議した上で J C I A の指定する方法で、電子情報処理組織にて行うことができる。この場合において、J C I A は、建築主等から提出された電磁的記録についてはこれを消去することにより、第 16 条第 2 項に規定する返却に代えることができる。

4 法令の規定により署名等を行うことが規定されているものを第 1 項及び前項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、申請データに申請者の氏名又は名称を記録する措置により代えることができる。

- 5 電子情報処理組織による電子申請があった場合、電子申請に係る電磁的記録が J C I A の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録がされた時に J C I A に到達したものとみなす。
- 6 電子申請に係る電磁的記録が J C I A の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録ができる時間は、24 時間365日とする。ただし、J C I A の使用に係る電子計算機が保守等により記録ができない時間を除く。
- 7 電子情報処理組織により電子申請が行われた場合においては、当該電磁的記録の提出をもって、書面で提出する場合に必要な部数の提出があったものとみなす。
- 8 電子申請を実施する場合には、第 10 条の（任意）業務約款に少なくとも次の事項を記載する。
 - (1) 電子申請に係る電磁的記録が到達した時間に応じた判定の業務の開始に関する規定。
 - (2) 電子申請に係る業務を行う事務所に関する規定。

（電子交付等）

- 第 24 条 J C I A は、次の各号に掲げるいずれかの方式により建築主等が電子交付を受ける旨の表示をする場合に、構造計算適合性判定（任意）結果通知書等について、あらかじめ建築主等と協議した上で J C I A が指定する方法で、電子交付を行うことができる。
- (1) 構造計算適合性判定（任意）結果通知書等を受けるための識別番号及び暗証番号の入力等による電子情報処理組織への接続。
 - (2) 建築主等が J C I A に対して、電子交付を受けることを希望する旨を電子情報処理組織を使用する方法又は書面により通知すること。

（電子申請に係る電磁的記録の保存）

- 第 25 条 J C I A は、第23条第 1 項により申請された電磁的記録を第27条第 1 項に基づき保存する場合においては、当該電磁的記録が第15条第 1 項に基づく構造計算適合性判定（任意）結果通知書を交付した日と同じ状態にあることを第27条第 1 項に定める保存期間内を通じて確認することができる状態で保存するものとし、滅失を防止する対策を講じなければならない。
- 2 前項の規定の実施に要する費用は、J C I A の負担とする。

（電子情報処理組織による業務の実施）

- 第 26 条 J C I A は、電子情報処理組織による業務の実施方法等に係る措置について、構造計算適合性判定業務規程第47条を準用する。

第 6 章 雑則

（帳簿及び図書等の保存期間）

- 第 27 条 帳簿及び図書等の保存期間は、次表の各号に掲げる帳簿及び書類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 法第 77 条の 35 の 14 第 1 項に規定する帳簿 判定の業務を廃止するまで
 - (2) 第 10 条第 1 項の判定用提出図書等、第 10 条第 3 項の受付書の写し（構造計算適合性判定（任意）依頼書に受付印を押印し、その写しをもって構造計算適合性判定（任意）受付書に代えた場合は除く。）、第 11 条第 5 項の構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判

断することができない旨の通知書の写し、同条第6項の建築主等から提出された補正後の判定提出用図書等及び追加説明書、同条第8項の判定チェックリスト及び判定の所見等の写し、第14条第4項の記録並びに第15条第1項の構造計算適合性判定（任意）結果通知書（第9条第1項(3)のファイル又は電磁的記録媒体を含む） 第15条第1項の構造計算適合性判定（任意）結果通知書の交付を行った日から15年間。

（帳簿及び図書等の保存及び管理の方法）

第28条 前条各号に掲げる帳簿及び図書等の保存は、審査中にあつては審査のため特に必要がある場合を除き事務所内において、審査終了後は施錠のできる室、キャビネット等において、確実であり、かつ、秘密の漏れることのない方法で行う。

2 前項の保存は、前条(1)に規定する帳簿への記載事項及び同条(2)に規定する図書が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該ファイル又は電磁的記録媒体に保存する方法によってすることができる。

3 前項の規定に基づき帳簿、図書を電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に保存した場合において、当該保存したデータを印刷した書類がある場合には、当該ファイル又は電磁的記録媒体のデータを原本として扱うものとする。

（電子情報処理組織に係る情報の保護）

第29条 J C I Aは、電子申請の受付け、電子交付等を行う場合においては、J C I Aが法第77条の35の9の規定に基づき別に定める構造計算適合性判定業務規程第51条を準用する。

（別途の定め）

第30条 特定行政庁又は建築主事からの判定の業務の実施方法等については、第1章及び第2章の規定にかかわらず、J C I Aと特定行政庁等と協議の上定めた実施方法等によることができる。

2 特定行政庁又は建築主事等からの判定の業務の実施方法等について指示等があった場合は、第1章及び第2章の規定にかかわらず、その方法等によることができる。

（附則）

（施行日） 本規程は、平成26年10月1日から施行する。
本規程は、令和2年4月1日に改定する。
本規程は、令和4年9月1日に改定する。
本規程は、令和5年6月1日に改定する。
本規程は、令和6年3月18日に改定する。
本規程は、令和6年4月1日に改定する。
本規程は、令和7年11月1日に改定する。
本規程は、令和8年5月1日に改定する。

別記様式

参考様式（第8条関係）構造計算適合性判定（任意）依頼事前通知書

第1号様式（第9条関係）構造計算適合性判定（任意）依頼書

第2号様式（第10条関係）構造計算適合性判定（任意）受付書

第3号様式（第11条関係）構造計算が適正に行われたものであるかどうかを判定することができない旨の通知書

第4号様式（第11条関係）判定チェックリスト

第5号様式（第11条関係）判定の所見等

第6号様式（第15条関係）構造計算適合性判定（任意）結果通知書

第7号様式（第15条関係）構造計算適合性判定（任意）が期間内にできない旨の通知書

第8号様式（第16条関係）取下げ通知書